

みらい 三浦（茂）議員

一 事業承継について

産業労働部

1 現状認識について

2 ネットワークの構築について

3 他県とのかかわり方について

4 自社株取得費用の制度資金創設について

5 M&Aについて

6 移住者による事業承継について

7 事業引継ぎ支援センターについて

二 海外進出企業への支援について

〃

三 観光振興について

観光文化スポーツ部

1 夕方から夜にかけて観光消費を伸ばす方策について

2 インバウンド戦略について

3 広域連携について

四 農業振興について

農林水産部

1 所有者不明農地の現状と活用について

2 コメの輸出について

(1) 米粉用米の増産について

(2) 輸出用米の拡大について

五 水素エネルギーの活用に向けた取組について

産業労働部

六 その他

一般質問

みらい 三浦(茂)議員

会派みらいの三浦茂人です。

一般質問の機会をいただき諸先輩、同僚議員の皆様へ感謝申し上げます。また、お忙しい中、傍聴にお越しいただいた支援者の皆様へ厚く御礼申し上げます。

はじめに、事業承継についてお伺いします。総務省及び経済産業省が今年五月に公表した「平成二十八年経済センサス活動調査」の速報によると、平成二十八年六月一日時点の秋田県の民営事業所数は平成二十四年の前回活動調査から三・九パーセント減の約四八、八〇〇事業所になりました。従業者数も〇・九パーセント減少し、約四一四、九〇〇人となりました。

一方、産業別に増加率をみると、事業所数では、再生可能エネルギー関連の発電事業所が増えた「電気・ガス・熱供給・水道事業」

が五三・五パーセント増となったほか、個人経営を除く農業経営の法人化が進んだ「農林漁業」が一八・〇パーセント、「医療、福祉」も一六・六パーセント増加しました。

従業者数の増加率では、個人経営を除く農業経営の法人化により就農者が増えた「農林漁業」が二一・六パーセント増となったほか、「医療、福祉」も一二・五パーセント増加しています。

このように、本県の事業所数と従業者数は減少傾向にありますが、産業別にみると「農業」や「医療、福祉」で大幅に増加したほか、電気業でも増加するなど、本県の地域特性を生かした産業で顕著な動きがみられます。

さて、平成二十六年四月に「秋田県中小企業振興条例」が施行され、三年半が経過しました。

また、同時期に開設した「秋田県事業引継ぎ支援センター」も開設から三年半が経ち、このほど開設以来の累計相談件数が他に類を

みない速さで一千件を達成しました。

国では中小企業の事業承継を支援するため今後一〇年間を政策の「集中実施期間」にする方針を固め、事業の引継ぎや買収をしやすくする税制改正を検討するほか年内に編成する補正予算で二〇〇億円規模の対策費の計上を目指していると報じられています。

具体的には、地元の金融機関や税理士などが経営者を訪れ、後継者問題について聞き取りを行う「事業承継診断」や後継者候補とのマッチング、承継時の相続税などを優遇する「事業承継税制」の規制緩和や売却・合併による承継時にかかる税の軽減、承継を機に行う設備投資・IT投資への補助などがあります。

このような取組の背景には、経営者の高齢化が進む中、後継ぎが決まっていない中小企業が aumentando していることがあります。

経済産業省の推計によれば、経営者が六〇歳以上で後継者のいない中小企業や小規模事

業者は一二七万あり、日本企業全体の三割を占めます。二〇一六年に三万社に迫り過去最高だった中小企業の休廃業・解散が今後一〇年間でさらに増える見込みであり、二〇二五年頃までに雇用で約六五〇万人、国内総生産で約二兆円が失われる可能性があるともみています。

人口減少や高齢化が最も進んでいる本県においても六〇歳以上の経営者の割合は六六・七パーセントで全国トップ。後継者不在企業数の割合も全国で八番目に高いという状況にあり、事業承継問題は極めて深刻な事態であることは言うまでもありません。

言い換えれば、事業承継問題の解決なくして、秋田県経済の再生・持続的発展はないとも言えます。

このような現状について、知事はどのような危機感をお持ちでしょうか。課題解決に向けた知事の決意をお聞かせください。

中小企業庁では、今年度、事業承継に向け

た準備を促すため、都道府県単位で、商工会
・商工会議所などの支援機関により構成され
る「事業承継ネットワーク」を構築し「事業
承継診断」等を通じた「プッシュ型」支援を
実施する事業を開始しました。東北では岩手
県、宮城県をはじめ全国一九の県でネットワ
ークを担う事業者が採択されています。

本県では同様の取組がすでに独自に実施さ
れていることから、国の事業には応募してお
りませんが、今後、全国的な支援体制の構築
が図られていく中で、国の事業とどのよう
に連携していくのか、あるいは現状のままな
か、本県の取組状況を踏まえて、知事のご所
見をお伺いします。

秋田県商工会連合会では、事業承継につい
て、二〇一九年度までに県内の商工会がある
地域の全二二、〇〇〇事業所に事業承継の意
思を確認し、データベース化する計画です。

「親族による承継」、「従業員による承継」、
「M&A」の三種類に分類し事業承継計画の

作成をきめ細かく支援する方針です。

こうしたデータベース化は県境をまたいだマッチングにも有効と考えます。積極的に国との連携も図りながら、県としても支援を強化すべきと考えます。今後、他県とのかかわり方についてどのような展望を描いているのか、知事のご所見をお聞かせください。

次に、自社株取得費用の制度資金創設についてお伺いします。

私の知り合いで、数年前に起業し順調に業績を伸ばし、毎期配当もしている中小企業があります。しかし、一年ほど前に健康上の理由から、急遽、事業承継の決断をする事態となりました。その際生じた課題の一つが自社株対策です。引き継ぐ社員がいても株式の取得には相応に資金が必要となります。その際、株式を取得する後継者に対する制度資金があればスムーズな承継の一助となると考えますが、制度創設の可能性はあるのか、知事のご所見をお伺いします。

次に、M & Aについてお伺いします。

後継者がいない場合の解決策の一つとして中小企業のM & Aニーズは増加傾向にあるといわれていますが、個人事業主のような小規模な事業先への取組も欠かせません。

秋田音頭にある能代春慶は後継者もなく今は看板のみが残っているのが実情です。知名度の高い「なまはげ」も、お面を作る職人は現在一人だけとも聞いております。地元紙でも紹介された国の重要無形民俗文化財である秋田市太平の「オエダラ箕」職人も八〇歳で後継者はいません。伝統や職人技も事業承継にほかなりません。

こうした一人親方への後継者のマッチングや補助など、きめ細かく支援する枠組みが必要ではないでしょうか。秋田の技が消えてからでは遅すぎます。全庁的な立場で課題を共有する方策も必要と考えます。一人親方に限らず、いわゆる小規模事業者向けの第三者承継施策についてどのように取組んでいくのか、

知事のご所見をお聞かせください。

また、事業承継には、親族内承継などがあります。また、自治体によっては、後継者不足に悩む事業主と起業を志望する移住者のマッチングに取り組んでおり、本県も、移住・定住施策と連携した事業承継を検討すべきと考えます。

和歌山県では、移住者が地域のなりわいを引き継ぎつつ、移住者ならではの新しい視点を生かし活性化に取り組んでもらい、にぎわい創出を目指す「わかやま移住者継業支援事業」を展開しています。

移住者による事業承継は、起業とは違った切り口として検討の余地があると思いますが、知事のご所見をお聞かせください。

最後に、事業引継ぎ支援センターについてお伺いします。

センターでは、累計相談件数が着実に増え、成約も今後ますます増えていくことが期待されます。地道で精力的な活動には感謝しかあ

りませんが、認知と需要の高まりに伴い、マンパワーの充実とスタッフのスキルアップが欠かせません。一義的には商工会議所マスターではありませんが、中小企業の活性化は秋田県経済の原動力であります。税理士や専門スタッフ等の人的側面も含めて支援センターの強化が必要と考えます。県として今後どのようなサポートをしていくのか、その具体策について知事のご所見をお聞かせください。

次に、海外進出企業への支援についてお伺いします。

先月、十一月五日から十一日までの日程で、ベトナムとタイを訪問し、現地に進出している秋田県ゆかりの企業などを訪問してまいりました。いずれの国も街に若者があふれ、そのみなぎるパワーに圧倒されてしまいました。

ベトナムでは、野村ハイフォン工業団地内の秋田県に本社のある工場を視察してまいりました。現地の安い労働賃金も進出理由の一つであることは言うまでもありませんが、国内同様、従業員の定着と人材の育成には、ご苦労されているようでした。

その対応の一環として、従業員を秋田の本社またはグループ企業へ派遣し、短期間ではありますが研修・交流を図ることなどにも取り組まれていました。その話の中で、秋田での人手不足を解消する上でも、現地から秋田の本社・グループ企業へ研修生を送り出した、その際、支援があるとありがたいという

話をされていきました。

ご承知のように、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が、今年の十一月一日から施行されました。技能実習制度の見直しに伴うもので、新たな技能実習法とその関連法令の制定を受け、技能実習生受入れ期間も最長五年となりました。

一方で、技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」とされています。

現実には、このようなルール上の制約もあり、グループ企業内とは言え、人手不足解消のための派遣という点では厳しいといわざるを得ません。

しかしながら、海外進出をしている県内の企業はもちろんのこと、技能実習法に基づき技能実習生受入れを検討している県内企業も、これまで同様少なからずあるものと思われま

す。

十一月以降の新制度の周知や商工会議所・

商工会など、管理団体とも連携し、県内企業のニーズの把握と支援体制の更なる強化を図る必要があります。

新制度の下、外国人技能実習生の受入れについて、これまでの取組を踏まえて、県として今後どのような方策を講じていくのか、知事のご所見をお伺いします。

次に、観光振興についてお伺いします。

観光庁によれば、日本を訪れた外国人旅行者は、過去最多だった昨年一年間の二、四〇三万人を十一月四日時点ですでに突破し、年間では二、八〇〇万人に達するだろうという見通しを示しました。韓国や台湾などと日本の各都市を結ぶ格安航空会社の増便や、中国やロシアのビザ発給要件緩和が訪日客を押し上げた要因の一つとされています。そして、これからが観光産業の力の見せ場であり、取組を加速させるとしています。

一方で、多様な観光資源が生かし切れていないという問題意識から、「明日の日本を支える観光ビジョン」が、昨年三月に策定されました。二〇二〇年に訪日旅行者四、〇〇〇万人、旅行消費額八兆円などの目標のほか、規制見直し、人材育成、国立公園のブランド化、農村の人々との交流を楽しむ農泊推進などの具体策を盛り込みました。

二〇一六年の外国人旅行客数を国・地域別

にみると、一位は八、〇〇〇万人を超えたフランスで、アメリカ、スペインも七、〇〇〇万人を超えました。日本は過去最多の二、四〇三万人でしたが、世界で一六位、アジアでは五位にとどまっています。

先月、海外調査でも訪れたタイでは、年間三、二〇〇万人以上の人が訪れ「五つ星ホテル」は日本の数倍もあるといわれています。また、昼夜を問わない街の活気も人をひきつける魅力の一つと実感してきました。

本県においてもこれまで日帰りで訪れていた人達が宿泊すれば地域振興に役立ちます。そのためには、夕方から夜にかけて観光消費を伸ばす方が必要ではないでしょうか。夜の動物園、工場の夜景、ライブハウスや観劇、飲食はもちろんのこと健全な夜の街の魅力づくりについて検討してはいかがでしょうか。知事のご所見をお聞かせください。

二〇一七年、世界経済フォーラムの最新の旅行・観光競争力ランキングでは、日本は前

年の九位から四位に上昇しました。自然、文化、気候、食という観光の四条件を備えているものの、潜在力を十分に発揮できていない様子が見て取れます。本県においても同様のことが言えるでしょう。

東北六県の玄関口でもある仙台市は、ビッグデータを活用して国・地域・年齢ごとに仙台を訪れる外国人観光客の動態や嗜好を分析しています。台湾からの観光客の多くは松島も訪問し、タイや韓国人は山形にも足を延ばす反面、中国やアメリカ人は東北エリアの周遊が少ないといった行動パターンがわかりました。

最近、秋田犬をモチーフにしたポスターをよく見かけますが、とてもいいポスターだと個人的に思っています。秋田の魅力PRにも様々あると思いますが、従来のやり方を更に進めて、相手国ごとの文化の特徴や旅行ニーズを踏まえた戦略が欠かせないのではないのでしょうか。タイ人観光客には人気の「仙台光

のページェント」も、アメリカ人には期待外れのコンテンツ、といったことが嗜好調査で明らかになったそうです。

翻って、秋田の観光では、インバウンドについて、どのような行動分析と戦略を講じているのでしょうか。相手に合わせた情報提供でさらに効率的な誘客と満足度の向上、リピーターの確保につなげていかなければなりません。現状での成果と課題、今後の戦略について知事のご所見をお聞かせください。

昨年八月、東北六県知事等による台湾トップセールス事業が実施されました。このようなプロモーションは県境を越えた連携として今後も機運を高めていく必要があると考えます。二〇一六年の全国のインバウンドの宿泊数は延べ六、九三九万人泊で前年比五・八パーセント増でした。しかし、東北では七三万人泊で全国の約一パーセント。東北の一人負けとも言われています。その中でも、秋田県は東北で最下位となっています。

東北各県や自治体が個別に行う観光PRを連携して実施することは有効と思いますが、広域連携の取組のその後の進捗状況と今後の展望をお聞かせください。

また、連携を強化するうえでも各県が持つ観光関連予算の一部を、広域連携に使うといった仕組みづくりがあっても良いのではないのでしょうか。知事の意気込みをお聞かせください。

次に、農業振興についてお伺いします。
はじめに、所有者不明農地の現状について
お伺いします。

増田寛也元総務相や民間有識者でつくる
「所有者不明土地問題研究会」は、持ち主が
特定できない土地が二〇一六年に全国で九州
の総面積を上回る四一〇万ヘクタールに達す
るとの試算を公表しました。経済損失は年間
一、八〇〇億円に及ぶとされています。中でも、
農地が遊休化して活用できないケースや、農
地や森林が荒廃して防災機能が失われるケ―
スなど、農山村での損失が約八割と損失の多
くを占めています。

農業では以前から所有者不明の農地が遊休
化し担い手への農地集約を妨げる問題となっ
てきました。現在では、所有者不明や耕作の
見込みがない農地でも、農地中間管理事業な
どで一定の手続きを踏めば知事の裁定を経て
利用できる仕組みができました。

しかし、全国的にみると利用はごくわずか

で、周知は進んでいないのが実態のようですが、秋田県での所有者不明農地がどうなっているのか、現状をお知らせください。

少子高齢化と人口減少が進み、使われていない土地が拡大し、国全体の問題となっています。しかし、農地は食料の安定供給はもとより、国土の保全などの多面的な役割を持ち、遊休ではなく活用してこそ、その価値があります。

国との連携も図りながら農地活用に向けて今後どのような対応をしていくのか、これまでの取組も踏まえて、知事のご所見を併せてお聞かせください。

次に、コメの輸出についてお伺いします。コメの消費量が毎年約八万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題とされています。

国は今年三月、「米粉の用途別基準」と

「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」を公表しました。ガイドラインには、小麦アレルギーを引き起こすグルテンを含まない米粉の優位性をアピールできる、世界で最も厳しい「ノングルテン」の表示基準を設けました。

世界の小麦の総消費量は七億トン。グルテンが原因の免疫疾患「セリアック病」患者は欧州で五〇〇万人以上、アメリカで一五〇万から三〇〇万人いるといわれています。グルテンを含まない食品を求めるニーズは多く、欧米ではノングルテン市場が成長しています。世界最高水準の「ノングルテン」米粉製品は海外市場開拓の大きな武器になります。

国内においても、健康志向や小麦アレルギーの消費者、離乳食として安心して与えられるなどグルテンフリー食品の需要の高まりから米粉需要が高まっています。

J A全農さいたまでは、国の助成金も含めた農家所得は飼料用米などにも劣らないとし

て、産地の増産に取り組ましました。

また、福岡県農林業総合試験場では、生活習慣病につながる血糖値の上昇が緩やかな米粉用の水稻を育成し、機能性の高い米粉として利用できることから、製粉会社と連携して普及を進める考えです。いずれも、米粉用米で転作に取り組む農家の所得向上につながるものとして期待されています。

このように、米粉用米は全国で作付けが増えており、農林水産省によると、今年の前年比五五パーセント増の五、三〇七ヘクタールとなりました。消費者の健康志向や、数量払い交付金などが生産増を後押ししています。

東北においては主に本県、山形県で生産が行われていますが、コメ消費の追い風にもなる米粉用米の増産について、どのような戦略と差別化を構築していくのか。あるいは、積極的に取組むお考えはあるのか。知事のご所見をお伺いします。また、世界最高水準のノングルテン米粉製品を主食用米や飼料用米の

ように、コメ作りの柱に育てるお考えはあるのかについても併せてお伺いします。

ちなみに、五月には「日本米粉協会」が設立され、そして、九月、農林水産省は、コメ・コメ加工品の輸出目標「六〇〇億円」の目標年次である平成三十一年に向け、コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げたことはご承知のことと思います。

プロジェクトは、戦略的に輸出に取り組む輸出業者、輸出産地、輸出ターゲット国を特定し、それらが連携したプロモーションを実施するものです。そのなかで、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地を「戦略的輸出基地」として、全国一九七産地のうち、東北は六一産地で、秋田では一五産地が参加しています。また、県単位の集荷団体として全国一八団体のうち、東北は五団体で、秋田は一団体となっています。

国は、各県・地域の水田フル活用ビジョン

の検討と並行して、三〇年産米の輸出用米の生産数量や品種等の調整を進め取組の具体化を推進する予定ですが、秋田県においても産地が連携した取組が出来るよう支援すべきと考えます。県は今後、一五産地とどのようにかかわっていくのでしょうか。そのビジョンについて、お聞かせください。

次に、水素エネルギーの活用に向けた取組についてお伺いします。

国は、水素を燃料にして走る燃料電池車の普及に向け、水素ステーションを設置・運営する際の規制を緩和し、二〇一八年度までに監督者や設備の要件などを見直すことにしました。

燃料を入れる水素ステーションについては、八月末時点で九一か所が開業しており、国は東京オリンピック・パラリンピック開催の二〇二〇年度に一六〇か所、二〇二五年度には三二〇か所まで増やす目標です。

この燃料電池などの電源に水素エネルギーを活用する「水素社会」の実現を目指し、東北各地で実証実験が相次いでいます。産学官や企業間で連携し、家庭用から大型のインフラ施設まで用途は広がっています。

大容量の非常用電源の技術確立を目指す仙台市の茂庭浄水場、エネルギーの地産地消を目指す宮城県富谷市の家庭向け実証、そして、

福島県浪江町では、世界最大規模の水素製造装置を設置して水素エネルギーシステムの実証実験を始める計画です。

さて、昨年六月の一般質問でも、新エネルギー関連産業について質問させていただきました。その際、「『第2期秋田県新エネルギー産業戦略』においては、風力をはじめとする再生可能エネルギーによる水素製造システムの構築に向けた実証事業が県内で実施されるよう、新たに産学官連携によるコンソーシアムを立ち上げ、取組を進める」との知事答弁がありました。これについて現時点での進捗状況をお聞かせください。

また、秋田県では水素の貯蔵・輸送技術で先行する千代田化工建設と二〇一四年に水素社会実現に向けた取組を進めるために五項目の連携協定を締結しました。千代田化工建設は、横浜市や川崎市で様々なプロジェクトを手掛けていますが、秋田県との具体的な連携の状況について、併せてお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

質 問 要 旨

一 事業承継について

1 現状認識について

答 弁

中小企業や小規模事業者は、本県経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を担っており、その経営基盤や事業が次世代へ円滑に継承されることは重要であると考えております。

県内中小企業の多くが世代交代期を迎えている中で、高齢化の進む本県では、経営者の高齢化や後継者不足が顕在化してきており、本来、優良な経営を継続していくことができる企業であっても、事業承継ができずに廃業や経営不安に陥ってしまうような事態は、本県の経済にとって大きな損失であります。このため、中小企業振興条例においても、県全体で取り組む重要かつ喫緊の課題として位置づけ、危機感を持って取り組んでいるところであります。

特に、事業承継に当たっては、単に従来の事業継続にとどまらず、第四次産業革命の進行など、経済・社会環境の変化を踏まえた新たな視点によるビジ

ネスモデルの再構築が必要であることから、県としましては、商工団体等の支援機関と連携して、中小規模事業者の取組を後押ししてまいります。

質 問 要 旨

- 一
2 ネットワークの構築について

答 弁

本県では、県、信用保証協会、金融機関、商工団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」内に、事業承継を推進する「事業承継ワーキンググループ」を設置しております。

また、県内二つの商工団体には事業承継相談推進員を配置し、企業訪問等による啓発や掘り起こしを進めるとともに、秋田商工会議所に設置された「事業引継ぎ支援センター」の専門家と連携して、企業の個別課題に応じた支援を行うなど、全国から秋田モデルとして注目されております。

国では、この取組をモデルとして、地域における事業承継推進のため、今年度から、地域の関係機関からなる連携体制づくりを進めているところであり
ます。

本県としましては、来年度、こうした国の事業も活用し、更にネットワーク機能の強化を図りながら、

重層的かつ草の根的に取り組むことにより、事業承
継を積極的に推進してまいります。

質 問 要 旨

一

3 他県とのかかわり方について

答

弁

全都道府県に設置されている「事業引継ぎ支援センター」には、譲渡する側と譲り受ける側の企業情報が数多く登録されており、登録データは、全国のセンター間で共有されております。

また、本県をはじめ二一府県のセンターには、後継者不在企業と事業意欲のある人材を登録する「後継者人材バンク」が開設されており、バンク間で情報が共有されております。

県としましては、こうしたネットワークを積極的に活用し、事業承継を効率的に推進してまいります。

質問要旨

一

4 自社株取得費用の制度資金創設について

答

弁

これまで、自社株取得に関する後継者個人への融資は、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に限られておりましたが、この度の法律改正により、来年四月から、信用保証協会による保証付き融資も可能となったところであります。

また、資金使途についても、事業用資産の取得や、事業用資産に係る相続税又は贈与税の納税資金等まで範囲が広げられております。

県としましては、こうした国の動きに併せ、既存の県制度融資である「事業承継資金」により同様の対応ができるよう制度を充実してまいります。

質 問 要 旨

一

5 M & A について

答 弁

M & A による第三者承継は、現在、県内では一割程度であります。全国的には三割程度に拡大しており、事業承継の中心的な手法の一つとなつてきております。

しかしながら、第三者承継にあつては、対象企業が良好な経営状態にあり、成長可能性のある製品や技術を保有しているなど、企業として「買ってもらう」ための魅力の磨き上げが重要であります。

こうしたことから、小規模事業者における第三者承継を進めるに当たっては、事業承継計画の策定支援や「後継者人材バンク」などのマッチングに加え、経営基盤の強化と企業の魅力向上に向けた、きめ細かな支援を行つてまいります。

なお、伝統産業については、県民が誇るべき貴重な財産でもあることから、事業と技術の継承に向け、現在策定中の「第三期あきた伝統的工芸品等産業振

興プラン」に基づき、人材育成や後継者確保への支援を強化するなど、一層の振興を図ってまいります。

質 問 要 旨

一

6 移住者による事業承継について

答

弁

県外在住者が県内の後継者不在企業の経営を承継することは、移住・定住を促進する有効な手法の一つであると考えております。

その対象となるAターン希望者は、今年十月末現在、「後継者人材バンク」の登録者一二〇名のうち五二名となっております。

事業承継の実現に向けては、後継者不在企業と後継希望者の面談頻度を高め、相互の不安や疑問を解消する必要がありますが、県外在住者には、時間の制約や費用の負担も大きいなど、意欲があっても十分な検討ができないまま事業の譲り受けを断念する事例も見られるところであります。

県としましては、「後継者人材バンク」の一層の周知を図るとともに、事業の譲り受けを希望する県外在住者のマッチングについて、よりきめ細かい支援を行ってまいります。

質 問 要 旨

一

7 事業引継ぎ支援センターについて

答 弁

当センターは、事業承継を円滑に進めるため、国が全都道府県の商工団体等に委託して設置しております。

本県では、平成二十六年に秋田商工会議所に開設され、第三者承継を中心とした個別案件について、相談や助言、税理士等の専門家の派遣などを行うほか、「後継者人材バンク」の登録者とのマッチング推進に取り組んでおります。

センターでは、相談件数の増加や案件の複雑化に伴い、今年度、専門資格を持つ職員を一名増員して体制の強化を図ったところであります。

県としましても、センターの機能が十分に発揮されるよう、案件の掘り起こしやきめ細かな対応を行う事業承継相談員を商工団体に独自に配置してきており、その活動実績は、センターにおける累計相談件数約一、〇〇〇件の六割超を占めるなど、重要な

役割を担っております。

今後も、相談員によるサポートを継続することにより、円滑な事業承継につなげてまいります。

質 問 要 旨

二 海外進出企業への支援について

答 弁

外国人技能実習制度は、日本が先進国としての役割を果たしつつ、国際社会と調和した発展を図っていくため、技能等の移転により、途上国等の人づくりに協力することを目的としております。

厚生労働省がまとめた外国人雇用状況によると、昨年十月末現在、県内では、六九九人の実習生を受け入れており、県民と多様な知識や経験を有する実習生が交流することは、地域の活性化にとっても有意義であると考えております。

このため、県としましても、ウェブサイトへの掲載により新たな制度の周知を図っており、今後とも、様々な機会をとらえて、県内企業への周知を行ってまいります。

なお、海外進出企業が、県内本社等で現地の外国人従業員の研修を行う際には、海外産業人材育成協会による支援制度の活用も紹介してまいります。

質問要旨

三 観光振興について

1 夕方から夜にかけて観光消費を伸ばす方策について

答 弁

外国人旅行者は、日本人に比べ、日中だけではなく、滞在時間全体を通して旅を楽しもうとする志向が強いことから、我が国でも、インバウンドの増加に伴い、夕方以降の観光消費の拡大が、新たな課題として取り上げられております。

このため、首都圏等においては、有名な建築物のライトアップ、オフィス街や公園での大規模イルミネーション、ナイトクルーズなど、様々なナイトアクティビティの取組が見られるようになってきております。

県内においても、秋田駅前やエリアなかいちでのイルミネーション、セリオンのライトアップ、G A O や大森山動物園での夜の観察会などの取組が行われておりますが、いずれも規模が小さく、実施期間に限られていることもあり、観光消費の拡大への効果

は限定的なものにとどまっております。

こうしたことから、現在策定中の「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」では、秋田ならではの体験型観光の一つとして、観光地のナイトアクティビティの充実を新たなテーマとして取り上げることにしており、まずは現在の取組を拡充しながら、県内でほかにどのような可能性があるのかについて研究してまいります。

ナイトアクティビティの充実は、観光消費の拡大とともに、訪れた方々の満足度の向上にも結び付く取組でありますので、今後、市町村や民間事業者等と連携しながら、積極的に取り組んでまいります。

質 問 要 旨

三

2 インバウンド戦略について

答

弁

秋田を旅行先として観光客に選んでいただくためには、他のエリアとは異なる際立った観光素材が必要となることから、県では、昨年度から、秋田犬や秋田美人、里山サイクリング、発酵食など秋田らしい観光コンテンツを前面に出したプロモーションを積極的に展開しております。

こうした取組は、国内はもとより、海外の旅行エージェントからも、オリジナリティの高い旅行商品の造成に結び付くものとして好意的に評価されるところであります。

一方で、文化や生活習慣の違いから、特に関心の高いコンテンツや旅行情報の入手方法などが国毎に異なるため、限られた予算でより大きな成果を得ようとするれば、これに的確に対応し、発信すべき情報や手法を適切に選択することが重要であります。

このため、東北の各県や企業等が負担金を拠出し

て運営する東北観光推進機構が窓口となつて、今年度から、デジタルマーケティングの手法を活用しながら、国別、性別、世代別のニーズの把握と効果分析等に取り組んでおります。

これに加え、今後は、県でも海外における「生の声」を把握するため、旅行エージェントとの意見交換や旅行者へのアンケート調査等を実施し、ニーズを一層詳細に把握することにより、誘客の拡大と観光客の満足度の向上に結び付けてまいります。

質問要旨

三

3 広域連携について

答

弁

昨年の訪日外国人旅行者が二、四〇〇万人を上回る中で、その大部分は東北以外の地域を訪れており、東北各県が連携してエリアとしての東北をPRしていくことは、本県の観光振興にとって重要な取組であります。

この取組は、東北観光推進機構が中心となって進めており、これまで、東北エリアに関する情報の発信に加え、広域周遊ルートの形成、各地域の新たな観光コンテンツの掘り起こしや磨き上げ等を行ってきているところであります。

また、昨年度の台湾に引き続き、今年度は香港において、東北各県の知事等が一堂に会するトップセールスを実施したことなどにより、本県においても、これらの地域からの宿泊者数は、前年度を大きく上回っております。

今後とも、東北観光復興対策交付金を活用しながら

ら、機構が中心となって実施する広域的な取組と、各県が実施する取組を効果的に組み合わせ、東北エリア全体として、海外での認知度の向上とインバウンド誘客の拡大を図ってまいります。

なお、機構では、観光人材の育成に向けて、専門講師によるセミナーやワークショップによる意見交換等も実施しておりますので、こうした機会の積極的な活用についても、県内の観光関係者に働きかけてまいります。

質 問 要 旨

四 農業振興について

1 所有者不明農地の現状と活用について

答 弁

相続未登記等により登記上の名義が変更されていない、いわゆる「所有者不明農地」は、本県では農地台帳面積の約一七パーセントにあたる二万三、〇〇〇ヘクタール程度となっており、このうち農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付けられた面積は、約七〇ヘクタールにとどまっております。

こうした農地は、ほ場の区画が小さく不整形であるなど、生産条件に恵まれないところが多く、借受けを希望する担い手が見つからないほか、機構を活用する際に、貸付期間にに応じて、関係する権利者の全員あるいは過半の同意を要するなど、手続きが煩雑であることが、集積を妨げる要因の一つとなっているものと認識しております。

このため、先般、国に対して、機構への農地の貸付に必要とされる、相続対象者の同意要件の緩和を要望してきたところであり、現在、こうした方向で

制度改正が検討されていると伺っております。

県としましては、今後の国の動向を注視するとともに、改正を踏まえた機構の活用を後押しし、規模拡大を目指す担い手への集積を通じて、所有者が不明な農地の有効活用に努めてまいります。

質 問 要 旨

四

2 コメの輸出について

(1) 米粉用米の増産について

答 弁

国では、平成二十一年に米粉促進法を制定し、小麦消費量の一割に相当する五〇万トンを目標に掲げ、米粉用米の生産拡大に力を入れてきました。小麦粉との品質の違いなどから市場に浸透せず、生産量は、平成二十三年の約四万トンから、去年は約二万トンに半減しております。

本県においては、大手製粉会社と農業団体が連携協定を結ぶなど、全国を取組をリードしてまいりましたが、全国的な動きと同様に、四、四〇〇トンを超えてピークに七〇〇トンまで減少しております。

これは、飼料用米と同様、生産調整の助成金に依存した価格体系であるほか、飼料用米に比べても需要が小さい上、製粉会社や食品メーカーとの直接的な結び付きを要するなど、多くの課題を抱えていることによるものと考えております。

こうした中、最近、グルテンフリー食材として米粉が再度注目されてきたことから、国では、今年三月、パン用、麺用、菓子・料理用といった用途別に米粉の規格を定め、時代に合った形で再び振興しようとしております。

本県においても、大潟村の事業者が、米粉を使ったパスタ等のグルテンフリー食品を製造し、国内外において販路拡大に取り組んでいるほか、産学官連携により研究会を立ち上げ、介護食品として米粉を活用したスマイルケア食の開発が進められております。

このため、県では、先般策定した「秋田米生産・販売戦略」において、拡大が見込まれるマーケットへの対応の一つとして、米粉用米を位置づけたところであり、県内の先行事例をモデルとしながら、実需者とのマッチングや販路開拓を支援し、米粉用米の生産拡大を図ってまいります。

質 問 要 旨

四

2

(2) 輸出用米の拡大について

答

弁

県では、海外に販路を持つ企業と連携しながら、日本食レストラン等の業務用需要の開拓に取り組んでおりますが、内外価格差が大きいことや、加工用米等に比べて農家の収入が少ないことなどにより、本県の輸出量は、五〇〇トンから一、〇〇〇トン程度と伸び悩んでいる状況にあります。

こうした中、国では、新たな米市場の創出に向けて、輸出量を現在の一万トンから平成三十一年には一〇万トンまで拡大する目標を掲げ、流通業者と産地を結び付けるプロジェクトを立ち上げるとともに、来年度から産地交付金を拡充し、輸出用米に対して一〇アール当たり二万円を助成する方針を示しております。

県としましては、新たな助成制度について、プロジェクトに参加する大規模農業法人やJAなどの一五

産地をはじめ、広く生産者にPRするとともに、「秋田米生産・販売戦略」の一環として、県独自に、生産者や農業団体が主体的に取り組む販促活動や生産コストの低減などに対して支援し、輸出への取組の裾野を広げてまいりたいと考えております。

米の輸出は一朝一夕に伸びるものではありませんが、国内需要が減少する中で、海外を将来の重要なマーケットと位置づけ、多彩な品種ラインナップを有し、低コスト生産が可能な秋田の強みを生かしながら、輸出拡大に取り組んでまいります。

質 問 要 旨

五 水素エネルギーの活用に向けた取組について

答 弁

国のエネルギー基本計画において、水素は、将来の二次エネルギーとして、電気、熱とともに中心的役割を担うことが期待されていることから、平成二十八年に、産学官四四団体による「秋田水素コンソーシアム」を立ち上げ、各種セミナーの開催や先進事例調査等を実施しながら、水素エネルギー関連産業への参入を目指す県内企業の掘り起こしを図っております。

加えて、本県の豊富な自然エネルギーを利用し、製造段階で二酸化炭素を排出しない水素供給システムの実現に向けて、千代田化工建設株式会社との連携協定に基づき、風力を始めとする再生可能エネルギーによる水素の製造及び効率的な貯蔵等の技術開発に係る検討を行っているほか、こうした実証事業を本県において実施するよう、国などに働きかけを行っており、先般、私自らも経済産業大臣に要望してきたところであります。

県としましては、水素社会の到来に向けて、引き続き、こうした取組を実施するとともに、国の水素ステーションの設置など、燃料電池自動車の導入加速に向けた環境の整備や、定置用燃料電池の普及・拡大に関する取組を注視しつつ、関連産業への参入を目指す県内企業と、水素施設・設備メーカーや研究機関などとのマッチングを図ってまいります。